

宮城県公立学校 講師登録説明会

～ペーパーティーチャー対象説明会～ について

宮城県教育委員会

記者発表資料

令和4年12月1日（木）

教育庁教職員課

担当 入 駒（内線 3635）

kyosykn@pref.miyagi.lg.jp

宮城県内（仙台市を除く）の公立学校で、講師（常勤講師または非常勤講師）として働くことをお考えの方を対象に説明会を実施します。

1 説明会の概要

- 現在教職に就いていない方、これまで学校で教えた経験はないが、講師等をお考えの方（いわゆるペーパーティーチャー）を対象とした説明会です。
- 初めて講師等をお考えの方が、少しでも安心して教壇に立てるようさまざまなアドバイスをを行います。
- さまざまな疑問や不安への回答・助言のほか、教室で使えるゲーム・アクティビティの紹介や、質問コーナーでの個別相談なども行います。



2 実施の詳細

- 日時 令和4年12月10日（土）午前10時から11時30分まで
- 会場 宮城県庁2階講堂
- 対象 宮城県内（仙台市を除く）の公立学校で講師として働くことをお考えの方
※主に、現在教職に就いていない方、これまで学校で教えた経験はないが、講師等をお考えの方（いわゆるペーパーティーチャー）
- 内容 10:00 開会
10:10 教員としての働きがいについて
10:40 教員免許更新制の発展的解消による教員免許状の取扱いについて
10:50 本県の教員採用選考について
11:00 講師登録の仕方について
11:10 教室で使えるゲーム・アクティビティ紹介
11:30 閉会・アンケート回収
～12:00 質問コーナー（ブース設置）
- 開催規模 100名程度（定員になり次第締切）

3 その他

- 講師募集をねらいとして、本説明会の周知のためのチラシ・ポスターを作成し、県内のコンビニエンスストアやスーパー714店舗にチラシを設置し、県内の体育館や図書館など公共施設にポスターの掲示を行います。
- 本説明会の申込み及び講師募集のチラシ等の閲覧は、教職員課のホームページから行えます。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/r05kyosai.html>

（参考）宮城県公立学校 講師登録説明会 ～ペーパーティーチャー対象説明会～ チラシ
宮城県公立学校 講師募集チラシ（県内コンビニエンスストア・スーパー等へ設置）

問合せ先 宮城県教育庁教職員課 育成・免許班 TEL 022-211-3637

宮城県公立学校 講師登録説明会

～ペーパーティーチャー対象説明会～

宮城県教育委員会

【日時・場所】

令和4年12月10日(土) 午前10時～11時30分 宮城県庁2階 講堂

※教室で使える簡単なゲームの紹介のほか、個別の質問・相談コーナーも開設します。

下記のURLまたはQRコードで「みやぎ電子申請サービス」からお申し込みください！

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1666579479858>



【対象となる方々】

- ・宮城県内（仙台市を除く）の学校で講師を希望される方
- ・教員免許は持っているけれど有効なの？という不安のある方
- ・これまで教壇に立った経験がないので教えることが不安…という方 等

教員免許は持っているけれど、現在教職に就いていない方もぜひご参加を！



【説明会の内容】

1. 教員としての働きがいについて
2. 免許更新制の発展的解消による免許の取扱いについて
3. 本県の教員採用選考について
4. 講師登録の仕方について
5. 教室で使えるゲーム・アクティビティ紹介
6. 質問コーナー（任意） ※担当者がブースを設置します。
※ICTの活用、評価の仕方などの不安をお持ちの方も多いようです。
可能な範囲でアドバイスもできますのでお気軽におたずねください！

下記の教育事務所での登録会等への参加も可能です。各事務所のホームページを確認し、問合せ・申込をしてください！

【各教育事務所の登録会（予定）】

《大河原教育事務所》

小・中学校講師等登録(面接)会

令和4年12月13日(火)・14日(水)

午後1時30分～午後4時30分

(受付:午後1時～午後4時)

宮城県大河原合同庁舎

問合せ先 0224-53-3111(内線566)

《仙台教育事務所》

小・中学校講師等登録会

令和4年11月24日(木)

12月22日(木)・23日(金)

宮城県仙台合同庁舎

問合せ先 022-275-9258

《北部教育事務所》

小・中学校講師等登録期間

令和4年12月5日(月)～16日(金)

宮城県大崎合同庁舎

問合せ先 0229-91-0739

《東部教育事務所》

小・中学校講師登録会

令和4年12月26日(月)・27日(火)

宮城県石巻合同庁舎

問合せ先 0225-95-7096

《気仙沼教育事務所》

講師登録者面接

令和4年12月12日(月)～23日(金)

宮城県気仙沼合同庁舎

問合せ先 0226-24-2572

【問合せ先】宮城県教育庁教職員課

◎免許に関するお問合せは

育成・免許班 022-211-3637

◎講師登録に関するお問合せは

小・中学校人事班 022-211-3632

県立学校人事班 022-211-3633



皆さんからのよくある質問にお答えします！

Q1：現在の仕事を辞めて、地元の宮城県に戻らなければならないのですが、給料はどれくらいになるのでしょうか？（関西で会社員として勤務する43歳の方：4年制大学卒、会社員としての勤務20年）

A1：勤務する地域、校種によって多少異なりますが給与は約30万円で、その他に、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの要件によって支給されます。

Q2：20年ほど前まで中学校で家庭科の講師をしていましたが、中学校で非常勤講師をやろうと考えています。給料はどのくらいでしょう？（63歳の方）

A2：1時間当たり3,360円で担当する授業の実績により報酬が支給されます。その他に、通勤に係る旅費なども規定に基づき支給されます。（例：週8時間の持ち時間で、月30時間だと100,800円（3,360円×30時間）、長期休業などがあり月10時間だと33,600円（3,360円×10時間）と月により異なります。地域手当が加算された額が支給されます。）

※常勤講師、非常勤講師の勤務条件等については、下の「勤務条件等について」をご覧ください。

Q3：平成19年に4年制大学を卒業し教員免許を取得しましたが、教職には就かず会社勤めを15年しています。今後、教員になろうとしたら教員免許はそのまま使えますか？（これまで学校での教員としての経験のない38歳の方）

A3：平成21年3月31日以前に授与された免許状は「旧免許状」であり、現在は休眠状態となっていますが、令和4年7月1日の法改正に伴い、自動的に有効なものになっていますので、お持ちの免許状はそのまま使えます。

※平成21年4月1日以降に授与された免許状は「新免許状」であり、授与されてから10年の有効期間が定められています。その期限を過ぎると失効になり、再授与の手続きが必要となります。不明な点はお問合せください。

勤務条件等について

■ 臨時的任用職員（常勤講師）

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が、出産に伴い産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間（約16週間）

2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 正規職員と同じです。

（1週間当たり38時間45分）

ロ 週休日及び休日

日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
（12月29日から翌年の1月3日まで）

ハ 年次有給休暇

任用期間の月数に応じて付与されます。

（例）4ヶ月任用される場合、「7日」付与

ニ 病気休暇 正規職員と同じです。

（例）私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間

ホ 特別休暇 正規職員と同じです。

（例）職員の親族が死亡した場合等

3 給与・諸手当

イ 給料 正規職員に準じて支給します。

（例）四年制大学新卒の者が県立高校の講師に任用の場合
教育職給料表（一）I級25号俸（207,800円）

ロ 各種手当 正規職員と同じです。

（例）通勤手当、住居手当、扶養手当、教職調整額等

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

2ヶ月以上の任用が見込まれる場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。

※要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

■ 会計年度任用職員（非常勤講師）

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が病気休暇を取得する場合、当該休暇の期間

2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 1週間につき、正規職員の1週間の勤務時間

（38時間45分）の3/4以内、かつ1日7時間45分以内です。

ロ 年次有給休暇 任用期間の月数並びに勤務日数又は勤務時間数等に応じて付与されます。

（例）新規任用で3ヶ月間・週3日勤務の場合、「2日」付与

ハ その他の休暇等

（例）選挙権その他の公民としての権利を行使する場合等

3 報酬・費用弁償等

イ 報酬 1時間当たり3,360円（支給額については、校種、課程、任用形態、支給区分及び任用年度により異なる場合があります。）

ロ 費用弁償 通勤方法等により、職員等の旅費に関する条例の規定に基づき旅費の例により支給します。

ハ 期末手当 年間平均して1週あたり15時間30分以上勤務する場合に支給されます。

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

一定の条件を満たす場合は厚生年金保険及び健康保険が適用されます。なお、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。

※要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

宮城県では公立学校の 講師を募集しています

※仙台市立の学校は除きます。



皆様のお力を
お貸してください！

宮城県では、仙台市を除く県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で、常勤講師または非常勤講師として働いていただける方を募集しています。

教員免許は持っているけれど、現在教職についていない場合、ほとんどの方の免許状は有効な状態になっています。ぜひお力をお貸してください。

また、初めて講師等をお考えの方が少しでも安心して教壇に立てるよう、教育委員会では様々なアドバイスを行います。

下記連絡先までお気軽にご相談・お問合せください。

講師登録は宮城県教育庁教職員課のホームページから

公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（非常勤講師）募集について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/r05rinji.html>

ご相談・お問合せ先

免許関係は……………育成・免許班 022-211-3639
小学校・中学校は……………小中学校人事班 022-211-3632
高校・特別支援学校は……………県立学校人事班 022-211-3633



《小・中学校での講師の登録は、各教育事務所でも行っています。下記事務所にお問合せください。》

教育事務所	連絡先（電話番号）
大河原教育事務所（県南…大河原・白石方面）	教育学事班（0224-53-3111 内線566）
仙台教育事務所（県中央…仙台市以外の周辺部）	教育学事班（022-275-9258）
北部教育事務所（県北…大崎・栗原方面）	教育学事班（0229-91-0739）
東部教育事務所（県東…石巻・登米方面）	教育学事班（0225-95-7096）
気仙沼教育事務所（県北東…気仙沼・南三陸方面）	教育班・学事担当（0226-24-2572）

こんな疑問や不安をお持ちではありませんか？

給料はどのくらいもらえるのかしら？

今まで経験はないけれど、どんなことから始めればいいんだろう？

免許はまだ有効なのかな？

学校はブラックなイメージがあるけれど、自分は働けるかな？

ICTを使えるかしら、評価の仕方がわからないのだけど…

宮城県公立学校 講師登録説明会 ～ペーパーティーチャー対象説明会～のご案内

現在教職に就いていない方、これまで学校で教えた経験はないけれど、講師等をお考えの方（いわゆるペーパーティーチャー）を対象に説明会を実施します。お気軽にご参加ください。

※上記の疑問や不安へのお答えのほか、教室で使えるゲームの紹介や、個別相談なども行います。

日時 令和4年12月10日(土) 午前10時～11時30分

場所 宮城県庁2階 講堂 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

お申込

下記の URL または QR コードで「みやぎ電子申請サービス」から申込をお待ちしています。(申込締切は12月9日(金)です)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1666579479858>



常勤講師と非常勤講師の違いについて

【臨時的任用職員(常勤講師)とは？】

- 1. 任用期間は？**
場合によりますが、数か月から1年間の任用となります。
- 2. 勤務時間は？**
1週間について38時間45分、つまり1日7時間45分です。
- 3. 休暇は？**
年次有給休暇、特別休暇などがあります。
- 4. 給料は？**
正規職員に準じて支給されます。
(例) 勤務する地域により異なりますが、四年制大学新卒の方が県立高校の講師に任用の場合、給与は22万円程度、四年制大学卒業で民間企業に正社員として20年勤務した方が市町村立小学校の講師に任用の場合、給与は30万円程度となります。その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの要件によって支給されます。(ボーナスも出ます！)
- 5. 健康保険は？**
2ヶ月以上の任用が見込まれる場合、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金(日本年金機構)が適用されます。

【会計年度任用職員(非常勤講師)とは？】

- 1. 任用期間は？**
場合によりますが数か月から1年間の任用となります。
- 2. 勤務時間は？**
指導する教科の授業担当時間数となります。
- 3. 休暇は？**
年次有給休暇、特別休暇などがあります。
- 4. 給料は？**
1時間当たり3,360円で担当する授業の実績により報酬が支給されます。その他に、通勤に係る旅費なども規定に基づき支給されます。
(例) 週8時間の持ち時間で、月30時間だと100,800円(3,360円×30時間)、長期休業などがあり月10時間だと33,600円(3,360円×10時間)と月により異なります。地域手当が加算された額が支給されます。
- 5. 健康保険は？**
一定の条件を満たす場合は厚生年金保険及び健康保険が適用されます。なお、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。